

## 消費税創設から改正の概要

(その1)

今年の10月1日から消費税等の税率が10%に引上げられることから、多くの改正が行われることとなります。そこで、今回からシリーズで、消費税の改正内容などを中心に、具体的な対応策などについて解説することとします。

第一回目は、消費税の創設から今日までの改正の概要について解説することとします。

消費税は、昭和54年に「大平内閣」において財政再建のために「一般消費税」として導入を閣議決定しましたが、その後、断念し、次いで昭和62年「中曽根内閣」において「売上税」を国会に提出、しかし、国民的な反対に遭い廃案となりました。そして、「竹下内閣」において、売上税で反対の強かったインボイス方式を見直すなどした「消費税法」を成立させ、平成元年4月に施行されました。以後は、消費税率の引上げや制度の見直しなどが行われています。

### 消費税制度改革の歩み

	税率	事業者免税点制度	簡易課税制度	みなし仕入率	限界控除制度
【創設時】	3%	適用上限：3千万円	適用上限：5億円	90%、80% (2区分)	適用上限：6千万円
【平成3年改正】	↓		適用上限：4億円	90%、80%、70%、60% (4区分)	適用上限：5千万円
【平成6年秋の税制改正】 (注)平成9年4月施行	4% + 地方消費税 1%	資本金1千万円以上の新設法人は不適用 ※設立当初の2年間限り	適用上限：2億円	90%、80%、70%、60%、50% (5区分)	制度の廃止
【平成15年度改正】 (平成16年4月施行)	↓	適用上限：1千万円 法人：17年3月決算から 個人：17年分から	適用上限：5千万円 法人：17年3月決算から 個人：17年分から		
【平成23年度改正】	↓	前年又は前事業年度上半期の課税売上高(給与支払額)が1千万円超の事業者には不適用 法人：25年12月決算から 個人：25年分から			
【社会保障と税の一体改革】 (平成26年4月施行)	6.3% + 地方消費税 1.7%	課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人には不適用 (注)26年4月以降に設立される法人			今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行う
【平成26年度改正】	↓			90%、80%、70%、60%、50%、40% (6区分) 法人：28年3月決算から 個人：28年分から	
【平成27年度改正】	7.8% + 地方消費税 2.2%  ↓ 平成31年10月1日から適用		課税の対象及び納税義務者の見直し 「国境を越えた役務の提供に係る消費税の見直し」 ・ 電気通信利用役務の提供に係る内外判定の見直し ・ 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入） ・ 登録国外事業者制度の創設など		
【平成28年度改正】	軽減税率制度の創設 ↓ 平成31年10月1日から適用		複数税率制度の下での適正な課税の確保 ・ 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入など（平成35年10月1日から適用）		

(出典：消費税法(平成30年度版) 税大講本)

消費税が創設される前は、歳入に占める直接税の比率が約72%と高く、歳入は景気に左右される状況にありました。消費税の創設によって平成30年には、直接税の比率が約58%にまで低下しています。消費税は、税負担の水平的公平(同じ所得水準にあり、同じ租税能力のある者については、同じ税額が徴収されるのが公平)を担保しています(累進税率の適用される所得税などは垂直的公平(能力の高い者ほど税の負担能力も高く、より納税額が大きいのが公平)に依っています。)。消費税の創設によって、現在の税制は、多くの所得を稼いだ人には所得に応じた税を負担してもらい、消費をした人やサービスを受けた人には同じ税率で税を広く薄く課税し、バランスのとれた公平な税制になっていると思います。(文責：山本和義)